

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和5年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置について

(ア) 令和5年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることとした。

(イ) 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。

(ウ) 令和4年度は、本来、納付金の97.3%を賦課総額として保険料算定を行うこととなるが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、当該医療費概算額106億円を追加で一般財源から投入することとした。

(エ) 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に係る医療費増という特殊な影響に対応するための単年度限りの負担抑制策として、当該医療費概算額及び令和3年度の保険給付費等交付金の増加により取り崩した財政安定化基金の令和5年度償還額相当の合計157億円を一般財源から投入することとした。

加えて、令和5年度の保険料率の算定に限り激変緩和措置割合を97.3%に維持するものとした。

(オ) 引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

イ 賦課割合について

- (ア) 平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50 : 50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。
- (イ) その結果、特別区における令和 5 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割 58 : 均等割 42 とする。

(3) 改定内容等

別紙 1 のとおり

(4) 参考資料

- ア 令和 5 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙 2）
- イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙 3）
- ウ 令和 5 年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙 4）
- エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙 5）

(5) 実施日

令和 5 年 4 月 1 日

2 国による国民健康保険制度等の改正について

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 24 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）の公布に伴い、必要な改正を行う。

(2) 改定内容等（別紙 6）

- ア 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の見直し
- イ 国民健康保険料の減額に係る所得判定基準の改定
- ウ 出産育児一時金の引上げ

3 今後のスケジュール

令和 5 年 3 月 13 日

厚生委員会にて報告及び文京区国民健康保険条例の一部改正の議案審査（予定）

令和5年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕 令和4年度
根 拠	医療分	特別区国民健康保険事業の調整に関する 共通基準		同 左
	支援金分			
	介護分			
賦 課 割 合	医療分	各区において基準保険料率 から逆算した所得割と均等 割の割合	所得割 61 均等割 39	所得割 63 均等割 37
	支援金分		所得割 61 均等割 39	所得割 63 均等割 37
	介護分	各区において均等割から逆 算した所得割との割合	所得割 61 均等割 39	所得割 60 均等割 40
賦 課 限 度 額	医療分	65万円		同左
	支援金分	22万円		20万円
	介護分	17万円		同左
保 険 料 率	医療分	所得割料率	7.17/100	7.16/100
		均等割額	45,000円	42,100円
	支援金分	所得割料率	2.42/100	2.28/100
		均等割額	15,100円	13,200円
	介護分	所得割料率 (各区で算定する率)	1.92/100	2.09/100
		均等割額	16,200円	16,600円
低所得者の 均等割減額 (減額する額)	医療分	7割減額	31,500円	29,470円
		5割減額	22,500円	21,050円
		2割減額	9,000円	8,420円
	支援金分	7割減額	10,570円	9,240円
		5割減額	7,550円	6,600円
		2割減額	3,020円	2,640円
	介護分	7割減額	11,340円	11,620円
		5割減額	8,100円	8,300円
		2割減額	3,240円	3,320円
未就学児の 均等割減額 (減額する額)	医療分	低所得者軽減なし世帯	22,500円	21,050円
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	6,750円	6,315円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	11,250円	10,525円
		2割減額世帯 (+4割減額)	18,000円	16,840円
	支援金分	低所得者軽減なし世帯	7,550円	6,600円
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	2,265円	1,980円
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	3,775円	3,300円
		2割減額世帯 (+4割減額)	6,040円	5,280円

令和5年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和5年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和5年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和5年度基準保険料率算定における基本的な考え方（5年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。

令和4年度は、本来、納付金の97.3%を賦課総額として保険料算定を行うこととなるが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、当該医療費概算額106億円を追加で一般財源から投入することとした。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に係る医療費増という特殊な影響に対応するための単年度限りの負担抑制策として、当該医療費概算額及び令和3年度の保険給付費等交付金の増加により取り崩した財政安定化基金の令和5年度償還額相当の合計157億円を一般財源から投入することとした。

加えて、令和5年度の保険料率の算定に限り激変緩和措置割合を97.3%に維持するものとした。

引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

※ 特別区の激変緩和措置額：約244億円

医療分 約218億円、支援金分 約18億円、介護分 約8億円

【賦課割合】

平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50：50とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすると言われた。

その結果、特別区における令和5年度の賦課割合は58：42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58：均等割42とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,769,363 人と見込む。〔前年度比▲51,806 人（▲2.84%）〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分	203,467,590 千円	〔前年度比 7,762,711 千円（3.97%）〕
支援金分	67,322,987 千円	〔前年度比 6,358,093 千円（10.4%）〕
介護分	27,099,204 千円	〔前年度比▲1,379,385 千円（▲4.84%）〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 244 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分	189,936,899 千円	〔前年度比 7,234,878 千円（3.96%）〕
支援金分	63,722,335 千円	〔前年度比 6,373,097 千円（11.11%）〕
介護分	25,500,915 千円	〔前年度比▲1,510,684 千円（▲5.59%）〕
- ⑤ 保険料算定の所得額について、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることを踏まえ、令和4年度比0%増を見込んだ額とする。

3 令和5年度基準保険料率（5年2月特別区長会了承事項）

- ① 医療分・支援金分
 - (1) 1人当たり保険料 143,363 円 〔前年度比 11,550 円増（8.76%増）〕
 - (2) 所得割率 9.59% 〔前年度比 0.15 ポイント増〕
 - (3) 均等割額 60,100 円 〔前年度比 4,800 円増（8.68%増）〕
 - (4) 賦課限度額 87 万円
〔医療分 65 万円（前年度と同額）、支援金分 22 万円（前年度 20 万円）〕
- ② 介護分
 - (1) 均等割額 16,200 円 〔前年度比 400 円減（2.4%減）〕
 - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）

特別区国保における保険料率等の推移

【医療分&支援金分】

		令和5年度 (案)		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保 険 料 率 等	所得割率	9.59%		9.44%		9.54%		9.43%		9.49%		9.54%	
	医療分	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%
	支援金分												
	均等割額	60,100円		55,300円		52,000円		52,800円		52,200円		51,000円	
	医療分	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円
	支援金分												
賦課限度額		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円	
医療分	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	
1人当たり保険料		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円	
医療分	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	11,550円		6,824円		▲1,213円		1,028円		3,186円		3,547円	
	率	+8.76%		+5.46%		▲0.96%		+0.82%		+2.61%		+2.99%	

【介護分】

		令和5年度 (案)		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		57:43		54:46		53:47	
保 険 料 率 等	均等割額	16,200円		16,600円		17,000円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		160,000円		160,000円	
1人当たり保険料		38,808円		39,567円		40,879円		35,950円		33,550円		32,885円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	▲759円		▲1,312円		4,929円		2,400円		665円		1,899円	
	率	▲1.92%		▲3.21%		+13.71%		+7.15%		+2.02%		+6.13%	

令和5年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

別紙4

保険料率等 (旧ただし書方式)	5年度 基準保険料率(最終案)			4年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	医療+支援分	医療分	支援金分	医療+支援分
所得割率	9.59%	7.17%	2.42%	9.44%
均等割額	60,100	45,000	15,100	55,300
1人当たり保険料額	143,363	107,348	36,015	131,813
賦課限度額	870,000	650,000	220,000	850,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料[a](医療+支援)		16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
5年度	保険料(医療+支援)	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068
		均等割分	18,030	18,030	48,080	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
	保険料[b](医療+支援)	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.087	1.051	1.036	1.030	1.027	1.025	1.024	1.022	

均等割軽減 ⑦:-42,070 ⑦:-42,070 ②:-12,020

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料[a](医療+支援)		33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
5年度	保険料(医療+支援)	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068
		均等割分	36,060	36,060	60,100	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200
	保険料[b](医療+支援)	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.087	1.055	1.047	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	

均等割軽減 ⑦:-84,140 ⑦:-84,140 ⑤:-60,100

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料[a](医療+支援)		16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
5年度	保険料(医療+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753
		均等割分	18,030	30,050	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
	保険料[b](医療+支援)	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.082	1.044	1.035	1.030	1.027	1.025	1.024	1.023	

均等割軽減 ⑦:-42,070 ⑤:-30,050

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料[a](医療+支援)		33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
5年度	保険料(医療+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753
		均等割分	36,060	60,100	96,160	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200
	保険料[b](医療+支援)	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	2,880	4,830	9,015	11,985	13,095	14,295	15,495	16,755	18,105	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.084	1.052	1.046	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	

均等割軽減 ⑦:-84,140 ⑤:-60,100 ②:-24,040

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料[a](医療+支援)		41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
5年度	保険料(医療+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753
		均等割分	45,075	75,125	120,200	120,200	150,250	150,250	150,250	150,250	150,250
	保険料[b](医療+支援)	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	3,600	6,030	10,935	-15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.085	1.056	0.946	1.043	1.038	1.035	1.033	1.030	

均等割軽減 ⑦:-126,210 ⑤:-90,150 ②:-36,060 ②:-36,060

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和4年度		4,573,273,598	1,398,439,943	640,406,715	6,612,120,256
令和5年度		5,170,189,099	1,655,549,598	632,103,628	7,457,842,325
前年度との差	金額	596,915,501	257,109,655	▲ 8,303,087	845,722,069
	率	13.05%	18.39%	▲ 1.30%	12.79%

2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和4年度		124,412	38,043	46,951	209,406
令和5年度		135,094	43,259	46,581	224,934
前年度との差	金額	10,682	5,216	▲ 370	15,528
	率	8.59%	13.71%	▲ 0.79%	7.42%

3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和4年度		110,886	32,987	42,241	186,114
令和5年度		120,628	38,329	41,571	200,528
前年度との差	金額	9,742	5,342	▲ 670	14,414
	率	8.79%	16.19%	▲ 1.59%	7.74%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

4 標準保険料率の比較

	医療分		支援金分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
令和4年度	7.69	45,307	2.37	13,555	2.31	16,794
令和5年度	7.97	47,730	2.63	15,223	2.22	16,245
前年度との差	0.28	2,423	0.26	1,668	▲ 0.09	▲ 549
		5.35%		12.31%		▲ 3.27%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 24 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）が公布されたことに伴い、文京区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月文京区条例第 42 号）の改正手続きを行う。

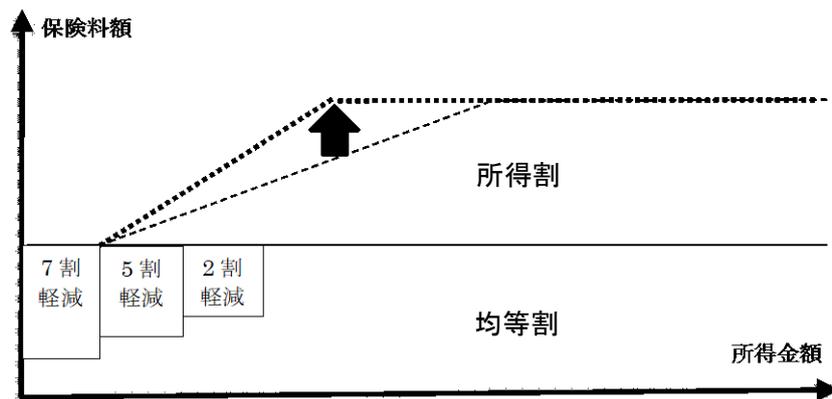
改正の概要

- 1 中間所得層の保険料負担軽減を図るため、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 20 万円から 22 万円に改める。

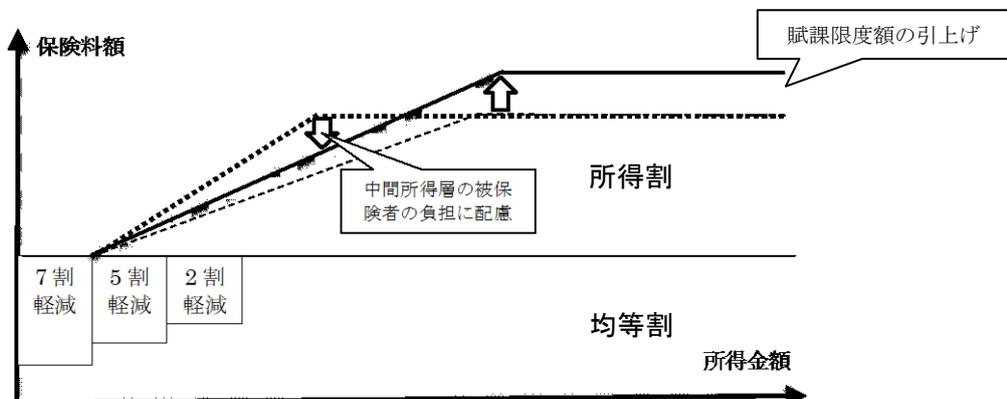
【イメージ図】

医療費の増により確保すべき保険料収入額が増加した場合において、

- ① 保険料率引上げを行った場合



- ② 保険料率及び賦課限度額の引上げを行った場合



2 経済動向等を踏まえ、保険料減額の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

	所得判定基準	
	現行	改正後
7割減額	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	同左
5割減額	基礎控除額 43 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 29 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	基礎控除額 43 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 53.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3 健康保険法施行令の改正に伴い、文京区国民健康保険条例に定める出産育児一時金の額を 42 万円から 50 万円に改める。